

登録資格更新研修実施要領

第1 目的

この要領は、地籍調査事業の実務者である地籍主任調査員及び地籍工程管理士に対し、その登録証の更新時に地籍調査事業に関する近時の情報等を習得させて更なる知識の向上を図り、もって地籍調査事業の適正かつ迅速な処理に資することを目的として、公益社団法人全国国土調査協会（以下「全協」という。）が実施する研修を受講する手続等を定めるものである。

第2 更新研修の受講

1 受講要件

地籍主任調査員又は地籍工程管理士は、その登録証の有効期間の更新申請に伴い、該当する資格の更新研修を受講しなければならない（地籍工程管理士は、地籍工程管理士の資格更新研修のみを受講すれば足り、地籍主任調査員の資格更新研修を受講する必要はない。）。

2 受講手続

当該登録証の有効期間が満了又は1年以内に満了する旨の案内を全協から受け当該資格の更新を希望する者は、該当する資格の登録規則（地籍主任調査員登録規則又は地籍工程管理士登録規則）の第3の3(1)に定める登録更新申請書を全協に提出し、これを受けた全協が連絡する運用業務委託業者からユーザーID及びパスワードの発行を受けた後2か月以内に、該当する資格の「更新コース」にアクセスし、これを受講する（以下この受講者を「アクセス受講者」という。）。

ただし、インターネット設備を有せず「更新コース」にアクセスができない環境である者（以下「アクセス不能者」という。）は、全協広報研修部に連絡し、全協が定める別の方式（講義内容を記載した紙ベースのテキスト並びに考査問題及び解答の用紙）による更新研修を受講しなければならない。

第3 資格更新の手続

1 アクセス受講者

全協は、第2の受講を終えたアクセス受講者を更新コースのシステムから把握し、当該アクセス受講者に対し、更新後の登録証を交付する。

なお、アクセス受講者は、測量CPDポイントの取得手続の証拠書類として、更新コースから出力される「修了証」を印刷し、保管することができる。

2 アクセス不能者

全協から送付された方式による更新研修を終えたアクセス不能者は、この更新研修の資料に同封された考査に係る解答をした用紙を全協広報研修部に送付する。

第4 測量 CPD ポイントの取得手続

第2の受講を修了することにより、公益社団法人日本測量協会の測量系 CPD 協議会が付与する測量 CPD ポイントの取得を希望する者は、該当する資格の登録規則（地籍主任調査員登録規則又は地籍工程管理士登録規則）の第3の3(1)に定める登録更新申請書にその旨を記載する。

この旨の記載がされた登録更新申請書を受領した全協は、申請者の第2の受講修了を確認後、更新登録証とともに、申請者に対し測量 CPD 学習コード番号を通知する。

第5 登録資格の失効

全協（第2の2の運用業務受託業者を含む。）から第2の受講を促す案内を受け又は登録証の有効期間が満了したにもかかわらず、その日から1年が経過してもなお第3の資格更新手続をしない者は、該当する資格の登録規則（地籍主任調査員登録規則又は地籍工程管理士登録規則）の第3の5(1)カに基づき、当該資格を失効する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

ただし、第5の起算日の規定は、令和3年4月1日から適用する。